

仕 様 書

第1 委託件名

「立川駅北口エリアにおけるプロジェクションマッピング投影事業」プロモーション業務委託

第2 目的

本業務は、「立川駅北口エリアにおけるプロジェクションマッピング投影事業」の誘客促進を委託するものである。

第3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和7年3月31日まで

第4 履行場所

多摩地域プロジェクションマッピング実行委員会（以下「実行委員会」という。）の指定する場所（別紙1「LEDライト設置場所」に記載のとおり）とする。

第5 概要

概要は以下の通りである。また、「立川駅北口エリアプロジェクションマッピング等実施業務委託」受託事業者（以下「PJM受託事業者」という。）と連携して、本業務を実施すること。

1 実施日時

令和7年1月下旬～令和7年2月上旬のうち金曜日から日曜日までの3日間（予定）

（※期間は「立川駅北口エリアプロジェクションマッピング等実施業務委託」契約で決定した日時とし、時間帯は企画内容・構成により、実行委員会と協議のうえ決定すること。）

2 実施場所

立川駅北口サンサンロード

第6 委託業務の内容

1 光のオブジェの設置

（1）直径60cm程度のボール型LEDライト30個程度を別紙1で示す範囲の芝生上に設置すること。

ボール型LEDライトのうち10個程度には、PJM受託事業者が作成するイベントロゴをプリント、または貼り付けること（屋外に設置してもロゴが剥がれない仕様とする）。

（2）設置に当たり、転倒防止措置および盗難防止措置を講ずること。

（3）設置に当たり、周辺環境への十分な配慮を行うこと。

（4）設置に当たり、足場やトラス等の構造物が必要な場合には、受託者の負担において手配し、設置すること。

（5）設置物の防雨、暴風、積雪対策を行うこと。

（6）関係する官公庁や地元団体に対し、必要となる許可等の手続きを把握し、時期を逸することのな

いよう適切に対応すること。

- (7) 受託者は、本業務の実施において事故等のトラブルが発生した場合には、受託者の責任において適切に対応すること。また、トラブルの発生時やその対応状況については実行委員会に対して逐次報告すること。

2 電気機材の手配等

- (1) 各種機材仕様に基づいた全体の電力容量計算、配線計画の作成をすること
- (2) 必要に応じて発電機もしくは電源車の手配をすること
- (3) 各種機材設置箇所への配線と電源供給をすること
- (4) 電気機材の手配等に必要経費は委託金額に含むものとする。

第7 支払い方法

委託業務完了後、受託者は報告書と合わせて委託完了届を提出する。適正な検査終了後に受託者の請求に基づき一括で支払いをする。

なお、請求金額に対する端数処理について、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、税抜金額に消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく税率を乗じた金額であり、この乗じた金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。また、税抜金額及び消費税等の合計金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

第8 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権の取扱いについて十分注意し、他者の権利を侵害することのないよう必要な調査を行うこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

- 1 本件委託においては、著作権、肖像権、意匠権、特許権等、知的財産権について処理済の素材を使用すること。
- 2 本件委託により得られる成果物に対する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）は、実行委員会に帰属する。なお、商標権を含む産業財産権を取得する権利も実行委員会に譲渡するものとする。
- 3 受託者は、成果物に対する著作権法（昭和45年法律第48号）第二章第三節第二款に規定する権利（著作者人格権）を有する場合において、実行委員会及び実行委員会から許諾を受けた第三者に対してもこれを行使しないことに同意するものとする。
- 4 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

第9 再委託の取扱い

- 1 本委託業務は、委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。
- 2 この仕様書に定める事項については、受託者と同様に再委託先においても遵守するものとし、受託者は再委託先がこれを遵守することに関して一切の責任を負う。

第10 委託事項の遵守・守秘義務

- 1 受託者は、本契約業務の実施に当たって、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行により知り得た業務委託の内容を第三者に漏らしてはならない。

第11 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行に当たり、実行委員会の保有する個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記仕様」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記仕様」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第12 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

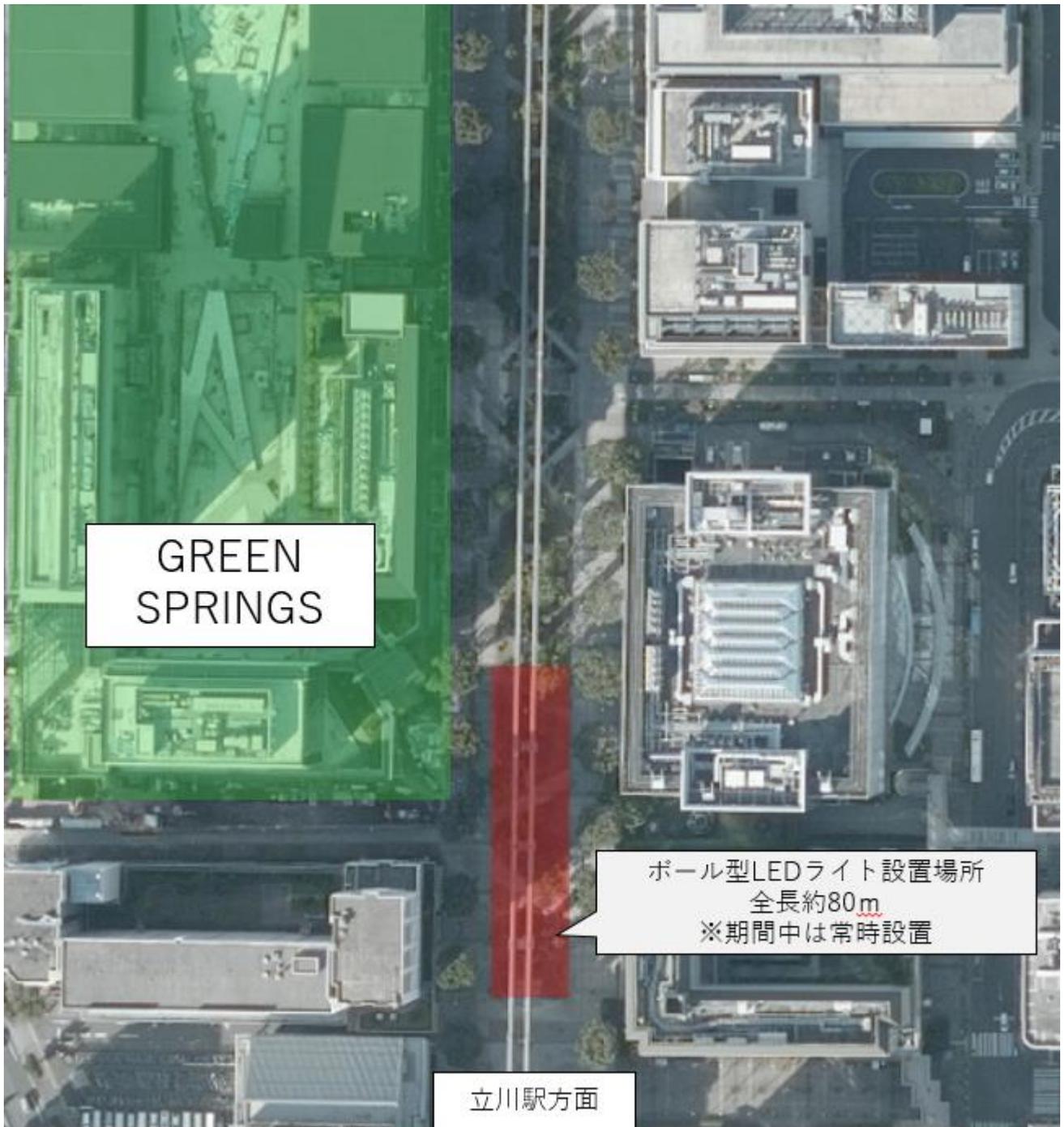
- 1 ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

第13 その他

受託者は、業務の詳細について、実行委員会の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、実行委員会と事前に協議すること。

別紙1 (LED ライト設置場所)



出展：国土地理院の地理院地図を加工して作成